



必要な資金が融資される場合には、その債務の保証に係る保険関係についててん補率を引き上げることとしております。

続きまして、水産業協同組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

減少等我が国水産業を取り巻く状況が厳しい中で、漁業協同組合については水産基本法の基本理念の実現に向けた積極的な役割の發揮が求められております。また、近年の金融情勢が大きく変

化する中で、今後とも水産業の振興、漁村地域の経済の発展に的確な役割を果たしていくために、組合員の信頼に十分にこたえ得る漁協系統信用事業の確立が急務となつております。このような状況を踏まえて、漁業協同組合の事業、業務執行体制等の整備を図るとともに、漁協系統信用事業の健全な運営を確保するため、この法律案を提出した次第であります。

第一に、水産業協同組合法の改正であります。漁協等による資源管理の取り組みを促進するため、水産資源の管理を漁協等が行う事業の第一番目に位置づけるほか、漁協等の資源管理規程の

対象として、組合員が営む遊漁船業を加えることとしております。また、業務執行体制の強化を図るため、信用事業を行う漁協等における常勤理事の設置、経営管理委員会制度の選択的導入等の措置を講ずることとしております。さらに、信用事

業の健全な運営を図るために、信用事業を行う漁協等の最低出資金額の引き上げ、信用事業譲渡についての認可制の導入等を行うこととしておりま  
す。  
第一に、農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の改正であります。

協等を本法の対象に追加して、農林中央金庫が、漁協系統信用事業の再編及び強化に関する自主ルーレーである基本方針を定り、監督委員会は日銀充

合の指導を行うこととともに、信用事業を行ふ漁協等から農林中央金庫への事業譲渡の道を開くなど漁協系統全体としてのセーフティーネットを構築することとしております。

このほか、漁協系統信用事業の再編に対応した漁業信用保証制度の改善を図るため、中小漁業融資保証法及び農林漁業信用基金法の規定を整備することとしております。

続きまして、漁業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

来、中小漁業者の相互救済の精神を基調とした共済事業の実施を通じて、その経営の安定に重要な役割を果たしてまいりました。

厳しい環境の中で、共済事業の運営は、漁獲不振による共済事故の多発や掛金の上昇による加入の伸び悩み等の課題を抱えています。

需要の多様化に対応し、その経営の一層の安定に資するよう、漁業災害補償制度をより漁業実態に即した制度とし、その健全かつ円滑な運営を確保することを旨として、この法律案を提出すること

とした次第であります。  
次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

最近の漁業情勢の変化に対応し、中小漁業者の共済への加入を促進するため、漁獲共済において、各種加入要件を緩和し、漁船のトン数別の加入区分を統合するほか、養殖共済における、方

除可能な病害を漁業者の選択により共済金の支払  
い対象から除外し、その負担掛金を抑える特約を  
導入することとしております。

漁業共済への幅広い加入と共済事業の安定を図る観点から、従来、養殖共済及び特定養殖共済に附属していた養殖施設に係る共済を漁具共済に統合して新たに漁業施設共済を創設し、養殖施設のみの共済加入を可能とするほか、漁業共済組合連合会の任意事業として、漁業共済組合が行う地域共済事業に対する再共済事業を創設することとしております。

第三に、漁業共済団体の組織再編の推進であります。

漁業生産の減少等により事業規模が縮小し、共済事業の安定的な継続が困難な漁業共済組合が出現している現状にかんがみ、漁業共済組合連合会と漁業共済組合との合併の制度を創設し、漁業共済組合連合会による漁業共済事業の実施に道を開くこととしております。

統きまして、遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

遊漁船業の適正化に関する法律は、昭和六十三年に、遊漁船の利用者の安全及び漁場の安定的な利用関係の確保等に資することを目的として制定され、遊漁船業を営む者の業務の適正な運営の確保に一定の役割を果たしてきたところであります。

しかしながら、遊漁船業においては、十分な安全管理を行っていない不適正業者により海難事故が多発しているほか、遊漁船業者が損害賠償保険に加入していないため損害を受けた利用者に対する十分な補償がなされないといった問題や、漁業者との漁場利用をめぐる紛争等の問題も見受けられます。

このような状況にかんがみ、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保の観点から、遊漁船業を営む者の業務の適正な運営を確保するための措置の見直しを行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御

説明申し上げます。

が都道府県知事への届け出制を登録制として遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保の観点から定めた一定の客観的な拒否事由に該当する者については

参入を認めないこととしております。

第三に、遊漁船業者に対する事業停止命令及びの加入、案内する漁場における水生動植物の採捕に関する規制の内容の周知等を義務づけることとしております。

登録の取り消し等の都道府県知事の監督に関する規定を置くこととしております。

船業者の登録制を廃止することとしております。  
以上が、これら四法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

ただきますようお願い申し上げます。  
○鉢呂委員長 これにて各案の趣旨の説明は終わりました。

本日は、これにて散会いたします。  
午前九時五十二分散会

**漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案**  
**漁業再建整備特別措置法等の一部を改正す**

(漁業再建整備特別措置法の一部改正)  
法律第四十三号)の一部を次のようにより改正する。

題名を次のように改める。

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法

第一条中「対処するため」の下に「漁業経営の改善」を加え、「構造改善及び」を削り、「漁業の再建整備」を「効率的かつ安定的な漁業経営の育成」に改める。

第二条第二項を削り、同条第一項を同条第一項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

この法律において「漁業経営の改善」とは、漁業者が、漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

第四条及び第五条を削る。

第三条第一項中「政令」を、前条第一項第一号の政令に改め、同条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

(改善指針)

第三条 農林水産大臣は、漁業経営の改善に関する指針(以下「改善指針」という。)を定めなければならない。

2 改善指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 漁業の経済的諸条件の著しい変動、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するために行う漁業経営の改善に関する事項

二 漁業経営の改善の内容に関する事項

三 漁業経営の改善の実施方法に関する事項

四 その他漁業経営の改善に当たつて配慮すべき事項

3 農林水産大臣は、改善指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、改善指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(改善計画)

第四条 漁業者及び漁業協同組合等(漁業者を直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」と

いう。)とする漁業協同組合その他の政令で定める法人をいう。以下同じ。)は、農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同で行おうとする漁業経営の改善に関する計画(個人である漁業者がその経営組織を変更してその者又はその者の営む漁業に従事する者を主たる組合員、社員又は株主とする法人(株式会社にあつては、定款に株式の譲渡について取締役会の承認をする旨の定めがあるものに限る。第九条第一号及び第十条第一項において同じ。)を設立しようとする場合にあつては、当該法人が行う漁業経営の改善に関するものを含む。以下「改善計画」という。)を作成し、これを、次の各号に掲げる改善計画以外の改善計画にあつては農林水産大臣に、次の各号に掲げる改善計画にあつては当該各号に定める都道府県知事に提出して、その改善計画が適切である旨の認定を受けることができる。ただし、漁業者又は漁業協同組合等が共同で改善計画を作成した場合にあつては、農林水産省令で定めるところにより、代表者を定め、これを農林水産大臣又は都道府県知事に提出するものとする。

いふ。)とすらなり、かつ、当該漁業者の住所地をそめの区域に含む都道府県又は当該特定漁業協同組合等に係る都道府県が同一であるもの。当該都道府県知事の改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 漁業経営の改善の目標

二 漁業経営の改善による経営の向上の程度

三 漁業経営の改善の内容及び実施時期

四 漁業経営の改善を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

五 漁業権の移転の特例

第十一条 第四条第一項の認定を受けた個人である漁業者であつて漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六条第二項に規定する定置漁業権又は区画漁業権を有する者が、当該認定に係る改善計画に従い、その経営組織を変更してその者又はその者の営む当該漁業権の内容たる漁業に従事する者を主たる組合員、社員又は株主とする法人を設立し、当該漁業権を、その内容たる漁業を営むために当該法人に譲渡する場合において、当該漁業権の免許をした都道府県知事の認可を受けたときは、同法第二十六条第一項本文の規定は、適用しない。

六 前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聽かなければならぬ。

七 第十一条中「第五条第一項」を「第四条第一項」に、漁業協同組合等の構成員である中小漁業者であつて特定漁業種漁業を営むものは、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)に改め、「その有する固定資産について」を削る。

八 第十五条及び第十六条を削る。

九 第十七条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第五条第一項の認定を受けた漁業協同組合等又は「及び構造改善計画又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第三条第一項」を「第五条第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加え

一 第四条第一項の認定を受けた漁業者(當該認定に係る改善計画に従い設立された法

人を含む。第十一條及び第十五条第一項において同じ。)又は漁業協同組合等 当該認定に係る改善計画に従い漁業経営の改善のための措置を行うために必要な資金 第十条を次のように改める。



号を同項第七号とし、同項第一号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

## 一 水産資源の管理及び水産動植物の増殖 二 水産に関する経営及び技術の向上に関する

## 一 水産資源の管理及び水産動植物の増殖 二 水産に関する経営及び技術の向上に関する

に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 組合は、第三項第五号の事業のうち募集の取扱いの事業を行おうとするときは、行政庁の認可を受けなければならない。

二項中「前項の組合は、貯金又は定期積金の受入れ以外の信用事業に關しても、他の法律に別段の定めがあるものを除くほか」を「前項及び同一の法律に定めるもののほか、同項の組合は」に改め、同条を第十一條の七とする。

〔第十一條第一項第四号〕に改め、同条第二項中「二千万円」を「一億円」に改め、同条を第十一条の三とし、第十一條の次に次の一条を加える。  
（資源管理規程）

第十一一条第二項中「同項第一号、第二号又は第八号の二」を「同項第三号、第四号又は第十一号」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第一項第四号」に改め、同項第十号を同項第十二号とし、同項第五号から第九号までを「二号ずつ繰り下げ、同項第四号の次に次の二号を加え  
る。

7 組合が第四項の規定により同項に規定する事業を行おうとするときは、当該組合は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該事業について、その内容及び方法を定めて、行政手続の認可を受けなければならない。当該認可を受けた事業の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

第十一條の五第一項中「第十一條第一項第一項第二号」を「第十一條第一項第四号」に改め、同項第三号中「(第十七條の二第一項各号に掲げる会社等に該当するものに限る。第十一條の七、第十一條の八及び第五十八條の二において同じ。)」を削り、同条を第十一條の六とする。

第十一條の四中「第十一條第九項」を「第十一條第十一項」に改め、同条を第十一條の五とす。

組合は、一定の水面において水産動植物の採捕の方針、期間その他の事項を適切に管理することにより水産資源の管理を行っため、当該水面において組合員が漁業(遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第一条第一項に規定する遊漁船業を含む。以下この条において同じ。)を営むに当たつて遵守すべき事項に関する規程(以「漁業組合規則」)

五　国債等(国债)　地方債並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。(以下同じ。)の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

4 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項第一号及び第四号に掲げる有価証券について、同項第一号及び第四号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行う

六 有価証券(国債等に該当するもの並びに  
証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)  
第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げ  
るものに限る)の私募(同法第二条第三項  
に規定する有価証券の私募をいう。以下同  
じ。)の取扱い

第一十一條の八中「第十一條第一項第二号」を  
「第十一條第一項第四号」に改め、同条を第十一  
条の九とし、同条の次に次の二条を加える。  
(会計の区分経理)

の五第一項、第十一條の六第二項、第十七條の二第一項、第十七條の三第一項、第四十八條第一項第五号を「第十一條の六第一項、第十一冬の七第二項、第十一條の十、第十七條の一第一項、第十七條の三第一項、第三十四条第三項に、「第五十四条の一、第五十八条の三」を「第

行う組合は、信用事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならぬい。

第十一条の七第一項中「第十一条第一項第二号」を「第十一条第一項第四号」に改め、同条第二項中「子会社」の下に「第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。次条、第十七条の二、第十七条の三、第三十四条第十一項及び第五十八条の二第二項において同じ。」でを加え、「を除く。」を「以外のもの」に、「同項ただし書」を「前項ただし書」に改め、同条を第十一条の八とする。

第十一条の六第一項中「第十一条第一項第二号」を「第十一条第一項第四号」に改め、同条第

五十四条の一第一項 第二項 第四項及び第七項、第五十八条の三第一項及び第四項に、「第一百三十条第一項第十号」を「第一百三十条第一項第二十九号」に改め、同条第三項中「変更」の下に、「(軽微な事項その他の主務省令で定める事項に係るものを除く。)」を加え、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項として、同条第三項の次に次の一項を加える。  
組合は、前項の主務省令で定める事項に係る信用事業規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。  
第十一條の三を第十一條の四とする。  
第十一條の二第一項中「前条第一項第二号」を

五 その他農林水産省令で定める事項

3 第一項の認可(同項の変更の認可を含む)。

4 第七項において同じ。)を受けようとする組合は、第四十八条第一項第二号の規定による総会の議決の前に、当該資源管理規程の対象となる水面において当該資源管理規程の対象となる漁業を営む組合員の三分の二以上の書面による同意を得なければならない。

4 前項の場合において、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該資源

農林水產委員會議錄第十三號

管理規程についての同意を当該電磁的方法に

とみなす。

前項前段の電磁的方法(農林水産省令で定める方法を除く。)により得られた当該資源管理規程にて、(二)同意は、組合の使用に係る

電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該組合に到達したものとみな

資源管理規程は、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第十二条の二第一項

一項に規定する資源管理協定又は漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八条第一

項に規定する漁業権行使規則並びに人漁林行使規則(以下この項において「漁業権行使規則

該資源管理協定又は漁業権行使規則等に従つた内容のものでなければならぬ。

組合が第一項の認可を受けた資源管理規程に違反した場合の過怠金については、第二十

前各項に規定するもののほか、資源管理規

第十二条第一項中「第十一条第一項第五号」を

第十五条中「、これを」を「ついて」に改める。  
第十五条の二を削る。

第十五条の三第一項中「第十一条第一項第八号の二」を「第十一条第一項第十一号」に改め、

第十五条の四中「第十一条第一項第八号の二」

第十五条の三とする。

十五条の四とする。

を「第十一条第一項第十一号」に改め、同条を第

第十六条第一項中「第十一條第一項第十一号」を「第十一條第一項第十四号」に、「因つて」を「よつて」に改める。

第十七条の二第一項中「第十一條第一項第二号」を「第十一條第一項第四号」に改め、「次に掲げる」の下に「業務を専ら営む国内の」を加え、「国内の」を第一号に掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該組合の行う事業のためにその業務を営んでいるに改め、「(第十一條第一項)の五第二項に規定する子会社をいう。以下この条、次条及び第三十四条第十項において同じ。」を削り、同項第一号中「第九項」を「第四項」に改め、「を専ら営む会社であつて、主として当該組合の行う事業のためにその業務を営んでいる会社」を削り、同項第二号中「第十一條第一項第一号又は第二号」を「第十一條第一項第三号又は第四号」に改め、「を専ら営む会社」を削り、同条第三項から第七項までを削り、同条第一号中「第一項第一号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、「(とき)の下に「第五十四条の二(第三項又は)」を加え、「合併しよう」を「第五十四条の二(第二項に規定する信用事業の全部若しくは一部の譲渡を受け又は合併をしよう)」に改め、同項第二号中「第一項第一号又は第二号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、「(とき)の下に「(第五十四条の二(第三項の規定による認可を受けて同条第一項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡をした場合を除く。)」を加え、同項第三号中「第一項第一号に掲げる会社」及び「同号」を「子会社対象会社」に改め、「(同項第二号に掲げる会社に該当する子会社を除く。)」を削り、同項第四号を削り、同項を同条第三項とし、同条第九項中「第一項第一号」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とす

務」を加え、「及び前条第一項第二号に掲げる会社」を削り、同条第四項中「当該組合が第六十九条第二項の認可を受けた合併した」を「次の各号に掲げる」に、「第一項の規定」を「同項の規定」に、「その合併をした」を「当該各号に定める」に改め、同項ただし書中「子会社が、」の下に「次の各号に掲げる場合に」を加え、「当該認可」を「当該各号に規定する認可」に改め、同項に次の各号を加える。

条第十項とし、同条第八項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項たゞし書」を「第五項たゞし書」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第十一条第一項第四号の事業を行う組合には、役員として、信用事業を担当する常勤の

して、当該理事のうち一人以上は、当該組合を代表する理事でないものでなければならぬ。

第三十四条の次に次の二条を加える。

第三十四条の二 組合は、定款の定めるところ

2 経営管理委員の定数は五人以上とし、当該

の組合員(法人にあつては、その役員)でなければならぬ。<sup>たゞ</sup>、設立当時の経営管理

(准組合員を除く。)たる資格を有する者であつて、

3 では、その役員)でなければならない。

前条第二項の規定にかかる三人以上とする。

項目の規定にかかわらず、経営管理委員会が選

前条第十項の規定は第三項の総合には適用しない。

二号」を「第十一條第一項第四号」に改め、「理









よる認可を受けて同条第一項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡をした場合を除く。」を加え、同項を同条第九項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

第一項の連合会は、第四項の規定により認

可対象会社を子会社としようとするとき、又

は前項の規定によりその子会社としている第

一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の  
二賜げら会社（恩町付良会社ニ限る。）ニ該

号は掛ける会社（認可対象会社は限る）に該当する子会社としようとするときは、その旨

を定款で定めなければならない。

8 第一項の連合会が認可対象会社を子会社と

して いる 場合 に は、 当 該 連 合 会 の 理 事 は、 当

該認可対象会社の業務及び財産の状況を 主 務省令で定めるところにより、総会に報告し

なければならぬ。

第八十七條の二第三項中「第四号まで」を「第三号まで」と、「第六号を「第五号」に改め、「生

として当該連合会の行う事業のために一を削除する旨

り、「前項第一号」を「第二項第三号」に、「第七

項及び」を「以下」の項及び第十項並びに」に、

「を営んでいる会社」を「又は第八十七条第一項

第三号若しくは第四号の事業に付隨し 若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを

専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつて

は、主として当該連合会の行う事業のためにそ

の業務を営んでいる会社に限る。」に改め、「と

きは」の下に「第九十一條第三項において準用する第五十四条の二第二項又は「規定によ

りの下に「第九十二条第三項において準用する

第五十四条の一第一項に規定する信用事業の全

部若しくは一部の譲受け又は」を加え、同項を

同条第四項とし、同項の次に次の一項を加え

前項の規定は、認可対象会社が、第一項の

連合会又はその子会社の担保権の実行による  
株式又は持分の取得その他の主務省令で定め

第一類第八号 農林水產委員會議錄第十三號

平成十四年六月四日

る事由により当該連合会の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該連合会は、その子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とすることについて行政庁の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第八十七条の三第二項の次に次の二項を加える。

第十七条の二第二項の規定は、第一項の連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十七条の三第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と読み替えるものとする。

第八十七条の四第一項中「第八十七条第一項第二号」を「第八十七条第一項第四号」に改め、「従属業務」の下に又は同条第二項第四号に掲げる「金融関連業務」を加え、「特定従属会社を除く」を「同項第一号に掲げる証券子会社等」等(同項第二号に掲げる証券子会社等をいう)等(同項第二号に掲げる証券子会社等をいう)を「同項第一号に掲げる証券専門関連業務を営む会社にあつては、当該連合会の証券子会社等(同項第二号に掲げる証券子会社等をいう)が合算して有する当該会社の議決権の数が、当該連合会又はその子会社(証券子会社等を除く)が合算して有する当該会社の議決権の数を超えるものに限る」に、「同項第四号及び第六号」を「同条第一項第五号」に改め、同条第二項中「から第六項までの規定」を削り、「国内の会社」との下に「同条第四項中「第一項」とあるのは「第八十七条の四第一項」と、「信用事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、同項第一号中「当該組合が」とあるのは「当該連合会が第八十七条の三第四項の認可を受けて同項に規定する認可是」とあるのは「若しくは」と、「その」とあるのは「その子会社とした日又はその」と、同条第五項及び第六項中「第一項」とあるのは「第八十七

条の四第一項」と、「信用事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」とを加え、同条第三項中「次の各号に掲げる」を「新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める」に、「当該各号に定める会社」を「特定子会社」に改め、同項各号を削る。

第九十二条第一項中「第十五條の二まで」を「第十一條の九まで、第十二条から第十五条まで」に、「前条第一項第二号」とあるのは「第八十七条第一項第二号」を「前条第一項第一号」とあるのは「第八十七条第一項第一号」と、「組合員」とあるのは「所属員」と、同条第三項中「組合員の三分の二以上」とあるのは「会員又は当該漁業を営む者を組合員とする会員のすべて」と、第十二条の三第一項、第十二条の四第一項、第十二条の六第一項、第十二条の七第一項、第十二条の八第一項及び第十二条の九中「第十二条第一項第四号」とあるのは「第八十七条第一項第四号」に、「同条第二項中二千円」を「第十二条の三第二項中一億円」に、「第十二条の三第二項、第十二条の五第一項、第十二条の六第一項、第十二条の七第一項及び第十二条の八中「第十二条第一項第二号」とあるのは「第八十七条第一項第二号」と、第十二条の三第二項中「第十二条第一項第一号及び第二号」を「第十二条第一項第一号及び第二号」に、「第八十七条第一項第三号及び第四号」に、「第八十七条第一項第三号及び第四号」に、「第十二条第一項第一号及び第二号」を「第十二条第一項第一号」に、「第八十七条第一項第五項まで」に、「及び第五項」を「から第六項まで」に、「第十二条の四中「第十二条第一項第九項」を「第十二条の五中「第十二条第一項第一号」に、「第八十七条第一項第一号及び第二号」を「第八十七条第一項第三号及び第四号」に、「第十二条第一項」に、「第八十七条第一項」を「第八十七条第十四項」に改め、「第十二条第一項第五号」を「第十二条第一項第七号」に、「第八十七条第一項第七号」に、「第十五条の二第一項中「第十二条第一項

第六号」とあるのは「第八十七条第一項第六号」と、「組合員」とあるのは「所屬員」と、同条第三項中「組合員の三分の二以上」とあるのは「会員又は当該漁業を営む者を組合員とする会員のすべて」とを削り、「第十一條第一項第十一号」を「第十一條第一項第十四号」に、「第八十七条第一項第十二号」を「第八十七条第一項第十四号」に改め、同条第三項中「第二項、第三項本条文、第五項から第七項まで及び第九項」を「第二項、第三項から第六項まで及び第八項から第十項まで、第三十五条から第四十一条まで、第四十二条の二」に、「第三項まで」を「第四項まで」で、「第三十四条第五項」を「第三十二条第一項まで、第三十四条の二」に、「第三項まで」を「第四項まで」で、「第三十四条第五項」を「第三十二条第一項、第三十五条第一項及び第五十五条第一項中「第十一條第一項第五号から第七号まで」とあるのは「第八十七条第一項第五号から第七号まで」と、第三十四条第三項、第十一項及び第十二項、第三十五条の二第一項、第四十二条の二第一項、第五十四条の二第一項及び第二項、第五十八条の二第一項及び第二項、第五十八条第一項第五号から第七号まで」とあるのは「第八十七条第一項第五号から第七号まで」と、第三十四条第六項に「同条第九項」を「同条第十項及び第三十四条の二第二項に、「同条第十項及び第十一項、第三十五条の二第一項、第四十条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第五十五条第二項、第五十八条の二第一項並びに第五十八条の三第一項中「第十一條第一項第十四号」とあるのは「第八十七条第一項第四条第一項」と、第三十四条第六項に「同条第九項」を「同条第十項及び第三十四条の二第二項に、「同条第十項及び第十一項、第三十五条の二第一項、第四十条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第五十五条第二項、第五十八条の二第一項並びに第五十八条の三第一項中「第十一條第一項第十一号」とあるのは「第八十七条第一項第一号」と、第三十四条第十項及び第十一項を「第十四条第十一項第三号、第五号若しくは第八号の二」を「第十一條第一項第五号、第七号若しくは第十一号」に、「第八十七条第一項第三号若しくは

は第五号<sup>二</sup>を「第八十七条第一項第五号若しくは第七号<sup>一</sup>」に、「第五十四条の二第一項中「第十一項第一項第一号及び第二号」とあるのは「第八十七条第一項第一号及び第二号」を「第五十四条の二第一項中「他の組合、第八十七条第一項及び第二項中「他の組合、第八十七条第一項第四号の事業を行ふ漁業協同組合」と、同項中「第九十二条第一項、第九十六条第一項又は第一百条会」とあるのは「他の連合会、第十二条第一項第二項」とあるのは「第十二条の四第二項(第九十六条第一項において準用する第十二条の四第二項)」に改め、「第五十四条の四中」の下に「第十二条第二項」とあるのは「第八十七条第二項」と、「を加え、「第五十五条第一項中「第十二条第一項第三号から第五号まで」とあるのは「第八十七条第二項第三号から第五号まで」と、同项第四項中「第十二条第一項第二号及び第十三号」に改め、同条第五項中「第七十五条まで及び第七十七条」を「第七十七条まで」に改め、「この場合において」の下に「、第六十九条第三項中「第十二条第一項第四号」とあるのは「第八十七条第一項第四号」とを加え、「第三十四条第九項本文」を「第三十四条第十項本文及び第三十四条の二第二項本文」に改める。

第九十三条第二項第十号を同項第十二号とし、同項第五号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 国債等の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い、

六 有価証券(国債等に該当するもの並びに証券取引法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げるものに限る。)の私募の取扱い、

第九十三条第八項中「第六項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同

第十一項とし、同条第六項ただし書中「第八号まで及び第十号」を「第十号まで及び第十二号並びに第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第二項第六号」を「第二項第八号」に、「第十一条第六項」を「第十一条第九項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「前項」を「第四項」に、「第十一条第五項」を「第十一条第八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 第十一条第六項の規定は、組合が第二項第五号の事業のうち募集の取扱いの事業を行おうとする場合について準用する。

6 第十一条第七項の規定は、組合が第三項の規定により同項に規定する事業を行おうとする場合について準用する。

第九十三条第二項の次に次の一項を加える。

第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う。

組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項第一号及び第四号に掲げる有価証券について、同項第一号及び第四号に定める行為を行う事業（前項の規定により「行う事業を除く。」）を行なうことができる。

第九十六条第一項中「第十一條の二から第十五条まで及び第十五条の三」を「第十一條の三」に改め、「第十一條の二第二項中「前項第一項第

「第一項」を「第十一條の四第一項」に、「第十一條の八」を「第十一條の八第一項、第十一條の九、第十一條の十」に、「第十一條第一項第二号」を「第十一條第一項第四号」に、「第十一條の三第三号」とあり、並びに「」を削り、「第十一條の五」

二項中「第十一條第一項第一号及び第二号」を  
「第十一條の四第二項中「第十一條第一項第三号  
及び第四号」に、「及び第四項」を「から第五項ま  
でに」、「及び第三項」を「から第四項までに」、  
「第十一條の四中「第十一條第九項」を「第十一條  
の五中「第十一條第十二項」に、「第九十三條第  
八項」を「第九十三條第十一項」に、「第十一條第

(第九十二条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。)に、「第五十五条第一項中「同項第二号」とあるのは「第九十三条第一項第二号」と、同条第四項中「第十一条第一項第十号」を「第五十五条第七項中「第十一条第一項第二号及び第十三号」に改め、同条第五項中「第七十五条まで及び」を「第七十四条まで、第七十五条第一項及び第三項、第七十六条第一項及び第三項並びに」に、「十五人」を「十五人」と、第六十九条第三項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九十三条第一項第二号」に改める。第九十七条第二項中「若しくは第四項」を、「第四項若しくは第五項」に改め、同条第三項第十号を同項第十二号とし、同項第五号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、同項第四号の次に次の二号を加える。

五　国債等の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

六　有価証券(国債等に該当するもの並びに  
の二に掲げるものに限る。)の私募の取扱い

第九十七条第九項中「第七項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項ただし書中「第八号まで及び第十号」を「第十号まで及び第十二号並びに第四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第三項第六号」を「第三項第八号」に、「第十一條第六項」を「第十一條第九項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「前項」を「第五項」に、「第十一條第五項」を「第十一條第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

七　第十一條第六項の規定は、連合会が第三項の規定により同項に規定する事業を行おうとする場合について準用する。

八　第十一條第七項の規定は、連合会が第四項

する場合について準用する。

第九十七条第三項の次に次の一項を加える。  
第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う。

連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項第一号及び第四号に掲げる有価証券について、同項第一号及び第四号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。

十四条の「第一項及び第二項中「他の組合」とあるのは「他の連合会」と、「第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会」とあるのは「第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合」と、同項中「第九十二条第一項第二号の事業を行ふ水産加工業協同組合連合会」を準用する第十一条の四第二項」とあるのは「第十一条の四第二項(第九十二条第一項及び第九十三条第一項において準用する場合を含む。)」に、「第五十五条第一項中「同項第二号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、同条第四項中「第十一条第一項第十号」を「第五十五条第七項中「第十一条第一項第二号」及び第十三号」に改め、同条第五項中「第七十五条まで」を「第七十七条まで、第七十五条第一項及び第三項、第七十六条第一項及び第三項」に、「及び第九十七条の三」を「並びに第九十七条の三」に改め、「この場合において」の下に「第六十九条第三項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と」を加え、「第三十四条第九項本文」を「第三十四条第十項本文」に改める。

「第一条第一項第八号の二」を「第四十八条第五項中「第十一条第一項第一号」に改め、「第一百条の二第一項第一号」との下に、「第五十四条の四中「漁業協同組合」とあるのは「共済水産業協同組合連合会」とを加え、同条第五項中「第七十五条まで及び第七十七条」を「第七十七条まで」に、「第三十二条第九項本文」を「第三十四条第十項本文及び第三十四条の二第二項本文」に改める。」

第一百七条中「第一百三十条第一項第十号」を「第一百三十条第一項第二十九号」に改める。

第一百十一条第一項中「払込」を「払込み」に、「添附」を「添付」に改め、同条第二項中「因る」を「よる」に、「因つて」を「よつて」に、「添附」を「添付」に改め、同条第三項中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改め、「催告」の下に「(合併を行う出資組合が公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載した場合における当該出資組合にあつては、これらの公告。第一百十三条第二項において同じ。)」を加える。

第一百十三条第一項中「添附」を「添付」に改め、同条第二項中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改める。

第一百十八条中「第七十七条」を「第七十六条第一項」「第八十六条第五項」に改め、「又は第八十六条第四項において準用する商法第四百二十七条第一項」を削る。

第一百十九条中「第八十六条第三項」を「第八十六条第四項」に改める。

第一百二十一条中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改める。

第一百二十二条第四項中「第十一條の五第三項」を「第十一條の六第三項」に改める。

第一百二十三条第三項中「第十一條第一項第二号若しくは第八号の二、第八十七条第一項第二号」を「第十一條第一項第四号若しくは第十一号」を「第十一條第一項第四号」に改める。

第一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号を「第十一條第一項第四号、第八十七条第一項第四号」に改め、同条第三項中「第十一條第一項第八号の二」を「第十一條第一項第十一号」に改める。

**第一百二十四条第三項中「第十一条の三第一項」を「第十二条の四第一項」に、「第十五条の三第一項」を「第十五条の二第一項」に改める。**

第二百二十四条の二の次に次の二条を加える。  
(解散命令の通知の特例)  
第二百二十四条の三 行政庁は、組合の代表権を有する者が欠けているとき、又はその所在が不明などときは、前条の規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができる。

同様の場合は、官報に掲載した日から二十日を経過した日にその効力を生ずる。

「第十一條第一項第二号」を「第十一條第一項第二号」に、「第八十七条第一項第二号」を「第八十号」に、「第八十七条第一項第二号」を「第八十号」に改める。

第一百二十八条第一項中「第十一條第一項第二号、第八十七条第一項第二号」を「第十一條第一項第二号、第八十七条第一項第二号」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に改める。

第一百二十八条の二第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「第十一條第一項第二号、第八十七条第一項第二号」を「第十一條第一項第二号、第八十七条第一項第二号」に改め、同条第四号、第八十七条第一項第二号」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に改める。

第一百二十九条第一項中「二十万円」を「五十万円」に、「第十一條第一項第二号、第八十七条第一項第二号」を「第十一條第一項第四号、第八十七条第一項第二号」に改め、同条第二項中「第十一條第一項第二号」を「第十一條第一項第四号」に改め、同条第四号、第八十七条第一項第二号」に改め、同号を同項第三十九号とし、同項第十九号を同項第三十八号とし、同項第十八号中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改め、同号を同項第三十六号とし、同項第十七号中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改め、同号を同項第三十五号とし、同項第十五号中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改め、同号を同項第三十四号とし、同項第十四号中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改め、同号を同項第三十三号とし、同項第十三号を削り、同項第十二号を同項第三十二号とし、同項第十一号中「第二項若しくは第三項」を「から第六項まで」に、「第五十五条第四項」を「第五十五条第七項」に改め、同号を同項第三十一号とし、同項第十号の二中「第五十五条第四項」を「第五十四条の二第四項」を「第五十四条の二第七項」に改め、同号を同項第三十号とし、同項第十号中

「第八十六條第五項」に、「第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号」を「第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号」に改め、同条第二項ただし書中「第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号」を「第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号」に、「第十一条の五第一項第一号」を「第十一条の六第一項第一号」に、「第十一条の七第一項」を「第十一条の八第一項」に改める。

第一百二十七条の二中「第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号」を「第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号」に改め、同条第二号中「第十一条の三第一項」を「第十一条の四第一項」に改める。

第一百二十七条の三中「第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号」を「第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号」に改め、「第十一条の三第一項」を「第十一条の四第一項」に改める。

号の六中「第三十七条第五項」の下に「第四十四条第二項（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において同じ。）、第八十六条第二項及び第三項、号を加え、「及び」を「並びに」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第五号の五中「又は第三項」を「第三項若しくは第四項（これらの規定を第一九十二条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。又は第五項）に改め、同号を同項第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 第三十六条の二第六項第九十二条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）又は第四十二条第六項若しくは第四十六条第四項（これらの規定を第一八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第十一条を「第三十四条第十二項」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第五号の三中「第三十四条第十項」を「第三十四条第十一項」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第五号の二を同項第十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

第百三十条第一項第五号の四中「第三十四条第一項」を「第三十四条第十二項」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第五号の三中「第三十四条第十項」を「第三十四条第十一項」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第五号の二を同項第十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

第百三十条第一項第五号の四中「第三十四条第十項」を「第三十四条第十一項」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第五号の二を同項第十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

第百三十条第一項中「第三十四条第十一項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第八号を削り、同項第三号の二を同項第八号とし、同項第二号を第十二号とし、第三号の六を第十一号とし、同項第二号を第十二号とし、第三号の五を第十号とし、同項第三号の二を同項第八号とし、同項第二号を第十五号とし、同項第七号とし、同項第二号を第十五号とし、同項第三号若しくは第十五号の四中「第十五条の三第一項若しくは第十五

条の四」を「第十五条の二第一項若しくは第十五条の三」に、「第十五条の五」を「第十五条の四」に、「第十五条の六」を「第十五条の五」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号の三中「第十一条の四」を「第十一条の五」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の二中「第十一条の三第一項」を「第十一条の四第一項」に改め、「第十五条の六」の下に「又は第十一条の十（第九十六条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

四 第十一条の四第四項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）第四十八条第一項（第八十六条第二項、第九十二条第三項及び第一百条第三項、第一百条第三項及び第一百条第五項（第八十六条第三項、第九十六条第五項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。）

第五項（第九十六条第五項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第六項（第九十六条第五項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第七項（第九十六条第五項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第八項（第九十六条第五項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第九項（第九十六条第五項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第十項（第九十六条第五項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第十一項（第九十六条第五項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第十二項（第九十六条第五項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第十三項（第九十六条第五項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第十四項（第九十六条第五項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第十五項（第九十六条第五項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第十六項（第九十六条第五項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第十七項（第九十六条第五項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第十八項（第九十六条第五項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第十九項（第九十六条第五項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第二十項（第九十六条第五項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第二十一項（第九十六条第五項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第二十二項（第九十六条第五項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第一条 中「特定農業協同組合等」を「特定農水産業協同組合等」に改め、「農業者」の下に「及び水産業者」を加える。  
第二条 この法律において「特定農水産業協同組合等」とは、次に掲げる者をいう。  
一 特定農業協同組合（農林中央金庫の会員である農業協同組合であつて、農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うもの）  
二 信用農業協同組合連合会（農林中央金庫の会員である農業協同組合連合会であつて、農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うもの）  
三 特定漁業協同組合（農林中央金庫の会員である漁業協同組合であつて、水産業協同組合法第二十三条第一項第三号及び第四号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第四項から第六項までの事業）  
四 水産業協同組合法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第二項から第六項までの事業）  
五 水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項から第五項までの事業）  
六 信用水産加工業協同組合連合会（農林中央金庫の会員である水産加工業協同組合であつて、水産業協同組合法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うもの）  
七 特定水産加工業協同組合（農林中央金庫の会員である水産加工業協同組合であつて、水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うもの）  
八 信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。  
（農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。）

第二条 農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。  
（農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。）

第三条 本法律の施行日は、信用水産加工業協同組合連合会と、信用水産加工業協同組合連合会で、水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものとのをいう。（以下同じ。）  
四 本法律の施行日は、信用水産加工業協同組合連合会で、水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものとのをいう。（以下同じ。）  
五 特定水産加工業協同組合（農林中央金庫の会員である水産加工業協同組合であつて、水産業協同組合法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うもの）  
六 信用水産加工業協同組合連合会（農林中央金庫の会員である水産加工業協同組合連合会であつて、水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うもの）  
七 特定農業協同組合がその信用事業の全部又は一部を他の特定農業協同組合等に譲り渡し、当該信用事業の全部又は一部を農林中央金庫に譲り渡し、当該信用事業の全部又は一部を農林中央金庫が譲り受けたことをいう。（以下同じ。）  
八 特定農業協同組合がその信用事業の全部又は一部を譲り受けたことをいう。（以下同じ。）  
九 特定農業協同組合等が譲り受けたことをいう。（以下同じ。）  
十 本法律において「信用事業」とは、特定農業協同組合等が行う次に掲げる事業をい

う。  
一 農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項から第九項までの事業）  
二 水産業協同組合法第十一条第一項第三号及び第四号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項から第九項までの事業）  
三 信用農業協同組合連合会がその信用事業



第四十七条中「特定農業協同組合等」を「特定農水産業協同組合等」に改め、同条第十一号中「第四十二条第一項」を「第四十二条第三項」に改める。

**第三百四十六号**)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「第八十七条第一項第一号及び第二号」を「第八十七条第一項第三号及び第四号」に改め、同条第二項中「第十一一条第一項第一号及び第二号」を「第十一一条第一号」に、「第九十三条第一項第一号及び第二号」を「第九十三条第一項第一号」に改める。

第四条第一号中「前二号」を「前二号」と読み  
同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三  
号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

及び第四号の事業を行う漁業協同組合又は  
信用漁業協同組合連合会が農林漁業金融公  
庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託(沖縄

振興開発金融公庫にあつては沖縄振興開発  
金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)  
第十九条第一項第四号の規定による貸付け

の業務に係るものに限る。)を受けて中小漁業者等に対する貸付けを行つた場合であつて、当該漁業協同組合又は信用漁業協同組

合連合会が中小漁業者等の当該借入れによる債務を保証することとなるときのその保証をしたこととなる債務の保証

第十七条第一項ただし書中「但し」を「ただしに」、「左の」を「次の」に、「に」を「いずれかに」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項

「農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫」を含む。以トこの条及び第三十二条第三項において同じ。」を加え、同号を同項第三号とし、同条第三項中「第一項第四号」を「第一項第三号」に改め、同項ただし書中「但し、第一項第三号」

第一類第八号 農林水產委員會議錄第十三号

を「ただし、第一項第二号」に改め、同条第四項中「第一項第三号」を「第一項第二号」に改め、同条第五項中「第一項第四号」を「第一項第三号」に改める。

第二十一条第一号中「借入資金等」を「借入資金(手形の割引に係る保証にあつては当該手形の割引により融通を受ける資金をいい、第四条

第二号に掲げる保証にあつては農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が貸し

付ける資金をいう。第五号において同じ。」に改め、同条第五号中「借り入れ等の期間」を「借り入れの期間(手形の割引に係る保証に資金の借入の期間(手形の割引に係る保証に

資金の仕入れの期間(三形の書引に依る併記)  
あつては、手形の割引を受けた時から該手形  
の満期までの期間」に改め、同条第十五号中

「第四条第二号」を「第四条第三号」に改める。  
第二十四条第一項第一号中「水産加工業協同組合の理事」の下に「(経営管理委員を置く漁業

協同組合にあつては、理事又は「經營管理委員」を、「水産加工業協同組合連合会の理事」の下に、「經營管理委員」を置く漁業協同組合連合会にあ

第十四条第二号に掲げるもの」を加える。

第四十二条の三中「第四条第一号」を「第四条第三号」に改める。

号」の下に「及び第二号」を加える。  
第四十四条の二を次のように改める。  
(経理の区分)

**第四十四条の二** 協会は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに区分して経理しなければならない。

二 漁業近代化資金に係る債務の保証の業務  
二 第四条第一号口に掲げる資金に係る債務の保証及び同条第二号に掲げる債務の保証の業務

### 三 第四条第三号に掲げる業務

成十四年六月四日

は第四条第二号に掲げる債務の保証(一)の保証に係る保証の金額が政令で定める額未満のものを除く。」を、「(二)」の下に「並びに漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会の負担する同号の保証債務(以下単に「保証債務」という。)を加え、同条第二項中「債務の保証」の下に「又は第四条第二号に掲げる債務の保証(一)の保証に係る保証の金額が同項の政令で定める額未満のものに限る。」を、「借入金等」の下に「及び保証債務」を加え、同条第三項中「借入金等」の下に「又は保証債務」を加える。

第七十一条中「借入金等」の下に「及び保証債務」を加える。

(農林漁業信用基金法の一部改正)

第四条 農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第七号中「保証債務」の下に「及び同法第四条第二号に掲げる保証債務」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同項第八号中「第四条第一号」を「第四条第三号」に改める。

第三十四条に次の二項を加える。

3 信用基金は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

第一条 この法律は、平成十五年一月一日から施  
**(施行期日)**  
附則

行する。ただし、附則第十四条及び第十八条の規定は、公布の日から施行する。  
**(水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)**

**第二条** 第一条の規定による改正後の水産業協同組合法(以下「新水協法」という。)第十三条の三第二項(新水協法第七十六条第一項に於いて準

第二項(新水法第六条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ)の規定は、この法律の施行の際現に存する新水

卷之三

協法第十一條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合又は新水協法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合(附則第四条第一項及び第五条において「漁業協同組合等」という。)であつて、その出資の総額が新水協法第一条の三第一項の規定に基づく政令で定める額を下回つてゐるものについては、平成十七年十二月三十日までは、適用しない。

第三条 この法律の施行前に新水協法第十一條の四第三項(新水協法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める事項に係る信  
用事業規程の変更又は新水協法第四十八条第二項(新水協法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める事項に係る定款の変更について行われた第一条の規定による改正前の水産業協同組合法(以下「旧水協法」という。)第十一條の三第三項(旧水協法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。)の認可又は旧水協法第四十八条第二項(旧水協法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。)の認可の申請は、それぞれ新水協法第十一條の四第四項(新水協法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。)の認可の申請は、それぞれ新水協法第十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第一項、第九十六条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)又は新水協法第四十八条第四項(新水協法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第一項、第九十六条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)

行日」という。)に行われたものとみなす。

第四条 新水協法第十一條の八第二項(新水協法第九十六条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、この規定する同一人に対する信用の供与等(新水協法第十二条の八第一項に規定する信用の供与等をいう。以下この項において同じ。)の額が合算して合算信用供与等限度額(同条第二項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。)又は当該漁業協同組合等の子会社等の当該同一人に対する信用の供与等については、当該漁業協同組合等が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁(新水協法第二百二十七条第一項に規定する行政庁をいう。以下この項において同じ。)に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該漁業協同組合等及び当該漁業協同組合等の子会社等又は当該漁業協同組合等の子会社等が合算して当該同一人に対して同日後も引き続き合算信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしてしまうこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他やむを得ない理由がある場合には当該漁業協同組合等が同日までに行政庁の承認を受けたときは、当該漁業協同組合等は、同日の翌日において新水協法第十二条の八第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第五条 この法律の施行の際現に存する漁業協同組合等については、新水協法第十一条の十(新水協法第九十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度から適用する。

第六条 この法律の施行の際現に存する漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会(以下この条から附則第八条までにおいて「組合」と総称する。)については、新水協法第三十四条第三項(新水協法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、平成十八年一月一日以後最初に招集される通常総会(新水協法第三十四条の二第三項(新水協法第九十二条第三項において準用する場合を含む。)の組合にあつては、經營管理委員会)の終了の時までは、適用しない。

第七条 この法律の施行の際現に存する組合、漁業生産組合又は共済水産業協同組合連合会については、新水協法第四十条(新水協法第七十七条(新水協法第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第一百条の六第五項において準用する場合を含む。)及び第五十四条の四(新水協法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る書類及び計算から適用し、施行日前に開始した事業年度に係る書類及び計算については、なお従前の例による。)

第八条 この法律の施行の際現に存する組合、漁業生産組合又は共済水産業協同組合連合会の監事については、新水協法第四十四条第二項(新水協法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。)又は第八十六条第三項において準用する場合を含む。)

2 この法律の施行の際現に存する組合、漁業生産組合又は共済水産業協同組合連合会の理事又は監事については、新水協法第四十四条第二項（新水協法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第九十七条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）又は第八十六条第二項（新水協法第五十四条の二第一項から第三項まで及び第六項の規定（これらの規定を新水協法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）は、施行日以後に議決される信用事業（新水協法第十一条の四第二項（新水協法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用事業をいう。以下この条において同じ。）の全部又は一部の譲渡又は譲受けについて適用し、施行日前に議決され、又は行われた信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについては、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に存する旧水協法第五十五条第一項から第六項まで（これららの規定を新水協法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度から適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

合を含む。以下この項において同じ。)の準備金及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧水協法第五十五条第一項の準備金は、新水協法第五十五条第一項の利益準備金として積み立てられたものとみなす。

第十一條 新水協法第五十八条の二第二項(新水協法第九十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

第十二条 新水協法第五十八条の三第一項及び第二項(これららの規定を新水協法第九十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

第十三条 新水協法第六十九条第三項(新水協法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第一百五項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に申請された新水協法第六十九条第二項(新水協法第九十二条第五項、第九十九条第五項及び第一百条第五項において準用する場合を含む。)の認可について適用し、施行日前に申請された新水協法第六十九条第二項の規定による認可については、なお従前の例による。

(農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 農林中央金庫は、この法律の施行前においても、第二条の規定による改正後の農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(以下この条において「新再編強化法」という。)第四条第一項から第六項までの規定の例により、同条第一項第二号に掲げる信用事業の区分に係る同項に規定する基本方針を定め、これを主務大臣(新再



(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

**第二十九条 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。**

第二条第一項第三号中「第十一条第一項第二号」を「第十二条第一項第四号」に改め、同項第四号中「第八十七条第一項第二号」を「第八十七条第一項第三号」に改め、

「第十一項第一項第一号及び第二号」を「第十一項第一項第三号及び第四号」に、「及び第四項

を「から第五項まで」に改め、同項第三号中「第八十七条第一項第一号及び第二号」を「第八十七  
条第一項第三号及び第四号」に、「及び第五項

を「から第六項まで」に改め、同項第四号中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同項第五号中「及び第四項」を「から第五項まで」に改

め、同条第六項第一号中「第八十七条第一項第一号及び第二号」を「第八十七条第一項第三号及び第四号」に改める。

第六十二条第二項第一号中「第十一条の五第一項」を「第十一条の六第一項」に改める。

第六十二条の二第一項中「農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」を「農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」に改める。

水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」に改める。

を「第五十四条の二第六項」に改め、一農業協同組合連合会の下に、「漁業協同組合、漁業協同組合連合会」を加える。

第八十六条第四項中「第八十七条第一項第十号」を「第八十七条第一項第十一号」に、「同条第十一項」を「同条第十一項」に改める。

第九十三条第一項中において準用する場合を含む。)及び「並びに再編強化法第九条第四項(再編強化法第二十五条第二項において準用する場合を含む。)及び」を「並びに再編強化法第二十五条第二項において準用する場合を含む。」に改め、

第九十四条第一項中「第四十八条第一項」を「する場合を含む。」において準用する場合を含む。」及び「に改める。

「第五十条」に、「において準用する場合を含む。」及び「第五十条」を「並びに再編強化法第二十五条第二項において準用する再編強化法第四十九条第一項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）」を下に「及び水産業協同組合法第四十九条第一項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「水産業協同組合法」の下に「第三十六条の二第五項から第七項まで（これららの規定を同法第九十二条第三項において準用する場合を含む。）及び」を加え、同条第三項中「第三十四条第三項及び第八項」を「第三十四条第三項及び第九項」に改め、「含む。」三十四条第四項及び第九項に改め、「含む。」の下に「並びに第三十四条の二第四項（同法第九十二条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第一百四十四条第一項中「第五十四条の二第三項」を「第五十四条の二第六項」に改める。

第一百六十六条第二項中「第十一条の五第二項」を「第十一条の六第二項」に改める。

第一百二十七条中「農業協同組合連合会」の下に「、漁業協同組合、漁業協同組合連合会」を加える。

第一百三十二条第三項第二号中「又は農業協同組合連合会」を「、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会」に改め、同条第五項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

（沿岸漁場整備開発法の一部改正）

第三十条 沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第十五条の二第四項」を「第十五条の二第四項」に改め、同条第三項中「第十五条の二第五項」を「第十一条の二第五項」に改める。

（漁業經營の改善及び再建整備に関する特別措置法の一部改正）

**第三十一条** 漁業經營の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)の

一部を次のように改正する。

号」に、「第十一條第一項第一号」を「第十一條第一項第三号」に改める。

第三十二条 沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第八十七条第一項第一号及び第二号」を「第八十七条第一項第三号及び第四号」に改める。

(株券等の保管及び振替に関する法律等の一部  
改正)

「第一項第二号」を「第十一條第一項第四号」に、「第八十七条第一項第二号」を「第八十七条第一項第四号」に改める。

一 株券等の保管及び振替に関する法律 昭和五十九年法律第三十号第六条第一項第十号  
二 土地の再評価に関する法律(平成十年法律

第三十四号)第三条第一項第七号

**第三十四条** 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)の一部を次の二項に改める。

よろしく改正する。

第十一條第一項第四号(信用事業の事業を行ふものに限る。第十九条第一項第三号、第三十六条第一項及び第二項並び

に第四十五条规定第一項において同じ。) 漁業協同組合連合会(同法第八十七条第一項第四号(信田

事業の事業を行ふものに限る。第三十四条第二項、第三十六条第一項及び第二項並びに第四十五条第一項において同じ。)、水産加工業協同組合(同法)に改め、「並びに漁業協同組合連合会」及び「第八十七条第一項第二号又は」を削る。

第十九条第一項第三号中「第五十五条第四項」を「第五十五条第七項」に改める。

第三十四条第二項中「及び農業協同組合連合会」を「農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会」に改め、同条第二項中「及び農業協同組合連合会」を「農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会」に改め、「及水産加工業協同組合並ニ漁業協同組合連合会」を「水産加工業協同組合連合会」を「漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合」に改め、「第五十条」の下に「(同法第九十九条第三項、第九十六条第三項及第一百零一条第三項二於テ準用スル場合ヲ含ム)を、「經營管理委員」との下に「漁業協同組合及び漁業協同組合連合会については理事(水産業協同組合法第三十四条の二第三項(同法第九十二条第三項二於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ組合ニ在リテハ經營管理委員」とと加える。

第三十八条第二項第七号中「第十一條の二第一項」を「第十一條の三第一項」に改める。

(資産の流動化に関する法律等の一部改正)

第三十五条次に掲げる法律の規定中「第十一條第一項第二号、第八十七条第一項第二号」を「第十四条第六号、第九十三条第二項第六号又は第九十七条第三項第六号」を「第十一條第三項第六号、第八十七条第一項第四号、第八十七条第一項第一項第四号」に、「第十一條第三項第六号、第八十七条第一項第二号」を「第十四条第六号、第九十三条第二項第六号又は第九十七条第三項第六号」を「第十一條第三項第八号、第九十三条第二項第八号、第八十七条第四項第八号、第九十三条第三項第八号」に改め



第六十七条の七 組合と合併した連合会について  
の第六十七条第二項において読み替えて準用す  
る第二十五条第四項の規定の適用については  
同項本文中「組合の理事」とあるのは、「組合の  
理事又は連合会の特定会員たる漁業協同組合若  
しくは漁業協同組合連合会の理事若しくは連合  
会の特定会員たる漁業協同組合の組合員(准組

合員を除くものとし、法人にあつてはその代表者とする。」とする。

(総代会) 第六十七条の八 組合と合併した連合会は、農林

水産省令で定めるところにより、定款をもつて、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2 総会は、規定第六十七条第四項において準用する第五十条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項の規定を除く。は、総代会

第七十七条第四号を次のように改める。  
四 漁業施設共済  
について準用する。

第七十八条第一項中「又は当該養殖水産動植物に係る養殖施設（水産動植物の養殖の用に供する

施設で当該養殖業を営む者が所有するものをい  
う。以下同様。) を剥り、「又は共用中止疏失」、

「以下同じ」を削り、又は借用中に消失し損壊した」を「に流失した」に改め、同条第三項中

「若しくは被共済者」を「又は被共済者」に、「若しくはその構成員の損失又は被共済者若しくはそ

構成員が當む養殖業に係る養殖施設がその供用中  
に貰穫、流夫、之等の場合の被共者苦へくは

「その構成員の損害」を「又はその構成員の損失」に

改め、同条第四項中「漁具共済」を「漁業施設共済」に、「の所有する漁具が当該漁具をその用に供す

る漁業の操業中に損壊した」を「が営む漁業の用に供する養殖施設又は魚具がその共用中、損壊し、

「後で花費列が語るに、道具たちの住居中に持場し流失した」に改める。

「第八十条第一項中「種目」を「漁業の種類」に、  
「漁具共済」を「漁業施設共済」に改め、「種類たる」

の下に「養殖施設又は」を加え、同条第二項中「に  
掲げる漁業に係る共済契約、同条第三号」を削

り、「共済契約」の下に「当該共済契約に係る共済掛金の支払を特に確保する必要があるものとして」を「〔に係る共済契約〕の下に〔当該共済契約に係る共済掛金の支払を特に確保する必要があるものとして農林水産省令で定めるものに限る。〕」を加える。

第八十五条第一項中「に掲げる組合員にあつては同号口に規定する規約を定めている中小漁業者、同号ハに掲げる団体にあつてはその構成員、同項第三号口」を削り、「第一百二十五条の四第一項第二号」を「第一百二十五条の三第一項第二号」に改め、「及び養殖施設及び及び當該共済契約に係る共済目的たる養殖施設」を削り、「漁具共済」を「漁業施設共済」に、「漁具に」を「養殖施設及び漁具に」に改め、同条第二項中「に掲げる組合員については同号口に規定する規約を定めている中小漁業者、同号ハに掲げる団体にあつてはその構成員、同項第三号口」を削り、「第一百二十五条の四第一項第二号」を「第一百二十五条の三第一項第二号」に改める。

第八十九条第一項中「共済目的たる」の下に「養殖施設若しくは」を加える。

第九十条第一項中「共済目的たる」の下に「養殖施設若しくは」を加え、同条第二項中「払いもどし」を「払戻し」に改める。

第九十一条第一項中「向つて」を「向かつて」に改め、同條第四項中「に掲げる組合員にあつては同号口に規定する規約を定めている中小漁業者、同号ハに掲げる団体にあつてはその構成員、同項第三号口」を削り、「第一百二十五条の四第一項第二号」を「第一百二十五条の三第一項第二号」に改める。

第一百四条の見出し中「種目」を「区分」に改め、同条中「、その種目は」を削り、「種別により第一号に掲げる漁業の各種類、第二号に掲げる漁業及び第三号に掲げる漁業の各種類ごとに」を「種類により」に改め、同条第二号を削り、同條第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

漁業の種類に応じ」に改め、同項第一号中「種目」として「対象とするもの」を削り、同号及び口中「種目に係る」を削り、「同項第二号を削り、同項第三号中「前条第三号」に掲げる漁業に」を「前条第二号に掲げる漁業に」に改め、「種目の」を削り、同号イ中「種目に係る」を削る」を削り、同号口中「前条第三号」を「前条第二号」に改め、「で第百八条の二第三項の政令で定める要件に該当するものの三分の一以上の者」を削り、「場合」の下に「であつて、その組合員の直接の構成員で総トン数一トン以上の動力漁船による当該区分に係る漁業を営む者のうち同号に掲げる漁業を営む日数が一年を通じて九十日(当該区域内につき、九十日を超えて百二十日までの範囲内で、政令で定めるところにより都道府県知事がこれと異なる日数を定めたときは、その日数)を超えるものの三分の二以上の者がその規約を定めている者に含まれるとき」を加え、同号ハ中「であつて第百八条の二第三項の政令で定める要件に該当するもの」及び「(当該区域内に住所を有しかつ当該区分に係る漁業を営む同項に規定する特定第三号漁業者である者の二分の一以上の者をその構成員に含むものに限る。)」を削り、同号を同項第二号とする。

第一百六条中「漁獲共済の種目」を「対象とする漁業の種類に、『種目に係る』を種類の漁業に係る漁獲共済の」に改める。

第一百七条の前の見出しを削り、同条に見出として「(共済契約の締結の制限)」を付する。

第一百八条を削る。

第一百八条の二第一項中「種目の」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第百五条第一項第三号口」を「第百五条第一項第二号口」に、「特定第三号漁業者」を「特定第一号漁業者」に、「第百四条第三号」を「第百四条第二号」に改め、「種目の」を削り、「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「又は第三号口に掲げる」を「に掲げる」に、「同項第二号口又は第三号口」を「同号口」に改め、「第二項又は」を削り、「第百四

条第二号又は第三号を「第一百四条第二号」に改め、「種目の」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第三号ハに掲げる」を「に掲げる」に改め、「同項第二号ハ又は第三号ハ」を「同号ハ」に改め、「又は第三項」を削り、「第一百四条第二号又は第三号」を「第一百四条第二号」に改め、「同項第二号ハ又は第三号ハ」を「同号ハ」に改め、「種目の」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「若しくは第三項」、「又は第三項」及び「又は特定第三号漁業者」を削り、同項を同条第五項とし、同条を第一百八条とする。

第一百九条第一項中「漁獲共済の種目」を「対象とする漁業の種類」に、「種目に係る」を「種類」に改め、同条第二項を削る。

第一百十条第一項中「第一百四条第二号又は第三号」を「第一百四条第二号」に改め、「種目の」を削り、「又は第三号口に掲げる」を「に掲げる」に、「同項第二号口又は第三号口」を「同号口」に改め、「第五項」の下に「並びに第一百十三条の三第二項」を加え、同条第二項中「漁獲共済の種目」を「漁業の種類」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第三項中「又は第二号」及び「種目の」を削る。

第一百十一条第一項中「係る種目の」を「係る」に、「第一百四条第二号又は第三号」を「第一百四条第二号又は第三号ハ」及び「属する漁業の種別又は」を削り、「又は第三号ハ」を「同号ハ」に改め、「又は第三号」を「同号」に改め、「当該種目の」を「該種目の」に改め、「当該漁業に係る」に改め、「属する漁業の種別又は」を削り、「又は第三号口」を削る。

第一百十二条中「種別又は」を削る。

第一百十三条第一項中「種目の」を削り、「第一百四条第二号又は第三号」を「第一百四条第二号」に改め、「又は第三号ハ」及び「属する漁業の種別又は」を削り、「又は第三号口に掲げる」を「に掲げる」に、「同項第二号口又は第三号口」を「同号口」に改め、「属する漁業の種別又は」を削り、同条第三項中「第一百四条第二号」を「第一百四条第二号」に改め、「種目の」を削り、「又は第三号」を「同号」に改め、「第一百五条第一項第二号口」に改め、同条第四項中

「漁業の種別又は種類に係る種目の」を「種類の漁業に係る」に、「その者が第百五条第一項第二号口又は第三号口」を「その者が第百五条第一項第二号口」に、「同項第一号口又は第三号口」を「同号口」に、「同項第一号口又は第三号口」を「同号口」に改め、「属する漁業の種別又は」を削り、同項第一号中「又は第三号口に掲げる」を「に掲げる」に、「同項第二号口又は第三号口」を「同号口」に改め、同項第二号中「漁業の種類に係る種目の」を「種類の漁業に係る」に改める。

第三章第一節中第百十三条の二の次に次の二条を加える。  
(包括遷就申入寺内)  
〔第一項中「種目」を「漁業の種類」に改める。〕

第一百十三條の三 第五  
(包括継続申込特約)

第百一十二条の三 第一百四十九条の二第一項の規定による漁獲の共済に属する漁業であつて、その漁業に係る共済事故の発生の態様に照らして共済契約の締結につき特例を定める必要があるものとして農林水産省令で定める種類のものに係る漁獲共済に係る共済契約が締結される場合には、これと併せて包括継続申込特約をすることができる。

2 前項の包括締結日以後は、その締結される。共済契約（以下この条において「当初契約」という。）に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農

林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開港場で当初契約に係る漁業単位及びこれに係る漁業の種類と漁業単位及びこれに係る漁業の種類が同一であるもの(以下この条において「継続契約」という。)のすべてについて、それぞれの組合に申込書を提出することなく、共済金額の共済限度額に対する割合、第一百三十三条第一項から第四項までに規定する共済金の支払われる場合及びその共済金の金額の算定の方法並びに共済限度額又は単位共済限度額が当初契約と同一るものとする特約とする。

3 前項の特約に係る共済限度額又は単位共済限度額については、第一百十一条第一項又は第二項の規定は、適用しない。

4 繼続契約の締結についての第八十一条第一項の規定の適用については、同項中「当該共済契約について、これを締結するとすればその共済契約に係る漁業、養殖水産動植物、養殖施設又は漁具につき共済事故の発生する見込みが確実であること、その他当該共済契約」とあるのは、「当該共済契約」とする。

5 包括継続申込特約は、継続契約が成立しなかつたとき、その効力を失つたとき、又は解除されたとき（当該解除が第九十一条第四項に該当するものであるときを除く。）は、その効力を失う。

第六百五十五条第一項中「及び養殖施設」を削り、同条第二項中「養殖水産動植物にあつてはその」及び「養殖施設にあつてはその供用中における損壊（農林水産省令で定める程度のものに限る。）、滅失及び流失並びにこれらに準ずるものとして政令で定める事故」を削る。

第六百十八条第四項を削り、同条第五項中「又は養殖施設」を削り、同項を同条第四項とし、同条の次に次の二条を加える。

（共済事故としない旨の申出）

第六百八十八条の二 養殖共済の被共済資格者は、その者が當む養殖業に係る養殖水産動植物の管理の条件又は方法が当該養殖水産動植物の疾病の予防を適正に行うに足りるものとして農林水産省令で定める基準に適合したときは、共済目的の種類ごとに、農林水産省令で定めるところにより、組合に対し、第六百五十五条第二項の共済事故のうち疾病による死亡を共済事故としない旨の申出をすることができる。

2 前項の申出があつたときは、当該申出に係る共済契約においては、第六百五十五条第二項の規定にかかわらず、同項の共済事故のうち当該申出に係るものを共済事故としないものとする。

第六百二十一条第一項を次のように改める。

養殖共済の共済金額は、共済価額を超えない範囲内において、共済規程で定めるところにより、共済契約で定める金額とする。

第一百二十条第二項中「同項の割合」を「共済金額」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条に次の二項を加える。

該共済契約に係る第二百二十条第一項の」を「共済額の共済金額に対する」に改め、同条第三項中「殖水産動植物に係る」を削り、同条第四項中「養水産動植物に係る」を削り、「當該共済契約に係る第二百二十条第一項の」を「共済金額の共済額に対する」に改め、同条第五項を削り、同条第六項「第一項及び前項」を「及び第二項」に改め、「(一)殖水産施設については、農林水産省令で定める基準

従い共済規程で定めるところにより調整を施し  
数量)」を削り、同項を同条第五項とする。

第一百一十四条の二第一項中「当該共済契約に  
る第百二十条第一項の」を「共済金額の共済債務額  
に対する」に改め、同条第二項中「第百二十条第二  
項の」を「共済金額の共済債務額に対する」に改め、  
条第三項及び第四項中「に係る第百二十条第一

の」を「の共済金額の共済価額に対する」に改  
る。

第一百二十五条の五とし、同条に見出しつて「済契約の締結の制限」を付する。

第一百二十五条の八第一項中「第一百二十五条の第一項第二号」を「第一百二十五条の三第一項第

号」に、「区域内特定養殖業者の」を「区域内特定殖業者（当該区域内に住所を有し）、かつ、当該

定養殖業を営む被共済資格者をいう。以下この  
において同じ。)の「に改め、同条第一項中「第百

十五条の四第一項第二号」を「第一百一十五条の二  
一項第二号」に改め、同条を第一百一十五条の六

第一百二十五条の九中「とし、第一百二十五条の

第一項第二号の都道府県知事の定める区域ごと单一となるよう定めなければならない「と

る」に改め、同条を第一百二十五条の七とする。  
第一百二十五条の十一第一項中「であつて第七十一条第三項に規定する損失に係るもの」を削り、「







二 不正の手段により遊漁船業者の登録を受けたとき。

三 第六条第一項第二号又は第四号から第九号までのいずれかに該当することとなつたとき。

四 第六条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

五 第三条の次に次の九条を加える。

（登録の申請）

第四条 前条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。以下「遊漁船業者の登録」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び所在地並びに遊漁船の名称

三 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいふ。以下同じ。）の氏名及び住所

四 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所

五 第十二条に規定する遊漁船業務主任者の氏名

六 遊漁船の利用者（以下単に「利用者」といふ。）の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置

2 前項の申請書には、遊漁船業者の登録を受けようとする者が第六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。  
（登録の実施）

第五条 都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を遊漁船業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第六条 都道府県知事は、遊漁船業者の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その处分のあつた日から二年を経過しない者

二 遊漁船業者で法人であるものが第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその遊漁船業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

三 第十九条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

四 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 この法律、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶職員法（昭和十六年法律第一百四十九号）、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）又はこれらの法律に基づく命令（漁業法第六十五条规定又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則を含む。）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

六 遊漁船に係る書類を添付しなければならない。

七 法人でその役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

八 第十二条に規定する遊漁船業務主任者を選任していない者

九 第四条第一項第六号に規定する措置が農林省令で定める基準に適合していない者

（変更の届出）

第七条 遊漁船業者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

二 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けた後、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときは、同様とする。

（業務規程）

第十二条 遊漁船業者は、遊漁船業の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、第三条第一項の登録を受けた後、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときは、同様とする。

二 業務規程には、利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関する事項その他農林水産省令で定める事項を定めなければならない。

（登録の抹消）

第十三条 都道府県知事は、遊漁船業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（廃業等の届出）

第十四条 遊漁船業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合、その相続人

二 法人が合併により消滅した場合、その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産により解散した場合、その破産管財人

四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合、その清算人

五 遊漁船業を廃止した場合、遊漁船業者であった個人又は遊漁船業者であつた法人を代表する役員

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の遊漁船業の適正化に関する法律第三条第一項の規定による届出をしてこの法律による改正後の遊漁船業の適正化に関する法律（以下

2 遊漁船業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、遊漁船業者の登録は、その効力を失つたとき、又は第十九条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該遊漁船業者の登録を抹消しなければならない。

（登録の抹消）

第十四条 都道府県知事は、第三条第二項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第十九条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該遊漁船業者の登録を抹消しなければならない。

（業務規程）

第十五条 遊漁船業者は、遊漁船業の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、第三条第一項の登録を受けた後、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときは、同様とする。

（登録の抹消）

第十六条 都道府県知事は、遊漁船業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（廃業等の届出）

第十七条 遊漁船業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合、その相続人

二 法人が合併により消滅した場合、その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産により解散した場合、その破産管財人

四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合、その清算人

五 遊漁船業を廃止した場合、遊漁船業者であった個人又は遊漁船業者であつた法人を代表する役員

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の遊漁船業の適正化に関する法律第三条第一項の規定による届出をしてこの法律による

改正後の遊漁船業の適正化に関する法律（以下

「新法」という。)第二条第一項に規定する遊漁船業を営んでいる者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)から六月間(当該期間内に

新法第六条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたときは、当該処分のあつた日までの間)

は、新法第二条第一項の登録を受けないでも、引き続き当該事業を営むことができる。そ

の者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

前項の規定により引き続き遊漁船業を営むことができる場合には、その者をその営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた遊漁船業者とみなして、新法第十三条から第五条まで、第十七条、第十八条、第十九条第一項(登録の取消しに係る部分を除く)及び第二項、第二十条並びに第二十四条の規定(これららの規定に係る罰則を含む。)を適用する。(罰則に関する経過措置)

第三条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法第二章の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 理由

最近における遊漁船業をめぐる海難の状況等にかんがみ、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保を図るため、遊漁船業者について登録制度を実施するとともに、業務規程の届出を義務付ける等その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。